

社会福祉法人なごみ会 短時間正職員就業規則

(目的)

第1条 この規則は、短時間正職員の就業条件について定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規則は、短時間正職員(所定の手続で制度の適用を受け、雇用期間を定めずに第7条の規定による勤務時間で勤務する者をいう。)に適用される。

(定めのない事項についての取扱い)

第3条 この規則に定めのない事項については、通常の正職員(以下、単に「正職員」という。)に適用される就業規則に準ずる。

(利用事由)

第4条 以下の事由により短時間正職員制度の利用を希望し、かつ、法人が認めた場合には、短時間正職員として勤務させることができる。

- 1 育児および家族の介護を行う場合
- 2 自己啓発を希望する場合
- 3 疾病または傷病によりフルタイム勤務が困難な場合

また、准職員(フルタイム勤務者に限る)が准職員就業規則第7条に定める要件を満たし、かつ法人が認めた場合には、希望により短時間正職員として勤務させることができる。

(雇用契約期間)

第5条 雇用契約期間は定めない。

(正職員への復帰)

第6条 正職員が短時間正職員制度の利用期間を終了した場合には、原職または原職相当職に復帰させる。

(勤務時間)

第7条 1週間の所定労働時間は30時間から35時間の間とし、1日の勤務時間は採用または転換時に個別に決定する。

(賃金)

第8条 正職員の所定労働時間に対する、短時間正職員の所定労働時間の割合に応じて、基本給、資格手当を支給する。

(賞与)

第9条 賞与は、正職員の所定労働時間に対する、短時間正職員の所定労働時間の割合を基本に算定して支給する。

(退職金)

第10条 退職金算定の際の勤続年数の計算に当たっては、正社員として勤務した期間に、短時間正社員として勤務した期間を通算する

附 則

この規則は、令和4年12月1日から施行する。